

目 次

1 . 背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 景観とは	2
(3) 目的	2
2 . 船橋市の景観特性	3
(1) 船橋市の概況	3
(2) 船橋市の景観特性と課題	20
3 . 良好な景観の保全と形成の考え方	38
(1) 個々の景観特性の “ 良さ ” を磨き、市全体の景観の魅力を高めていく	38
(2) 重点的に景観形成の “ 種 ” を育てていく	38
(3) 市民・事業者の景観形成の取り組みを支援する	41
4 . 景観計画の区域 (法第 8 条第 2 項第 1 号)	43
5 . 良好な景観の保全と形成に関する方針 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	44
(1) 景観の保全・形成の目標	44
(2) 景観の保全・形成の方針	44
6 . 良好な景観の形成を図るための配慮事項	46
(1) 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	48
(2) 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	63
(3) 開発行為等	63
7 . 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	64
(1) 届出対象行為	64
(2) 景観形成基準	65
8 . 景観重要建造物の指定の方針 (法第 8 条第 2 項第 4 号)	67
9 . 景観重要樹木の指定の方針 (法第 8 条第 2 項第 4 号)	68
10 . 景観重要公共施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	69